

協会における新型コロナウイルス感染症対策について

当協会は、平成 26 年 1 月 10 日、山口県知事より新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に規定する指定地方公共機関の指定を受け、別添の「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を策定し、県へ提出しています。

本年 3 月、法の一部改正が行われ、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなし、この法に基づく措置を実施することとされたことから、当協会においては、今後、協会が策定した業務計画により、新型コロナウイルス感染症対策を進めていくこととなります。

（経緯）

- H24. 5. 11 新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定（H25. 4. 13 施行）
※別添「新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要」を参照
- H26. 1. 10 山口県LPガス協会が法に定める「指定地方公共機関」に指定（県知事）
- H26. 7. 29 「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を作成し、県へ報告
- R 2. 3. 13 法改正により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなすこととされた。（3月14日の施行から2年間）